

第4章

分野別施策の推進

① 同和問題	28
② 女性に関する問題	32
③ 子どもに関する問題	36
④ 高齢者に関する問題	39
⑤ 障害者に関する問題	41
⑥ 外国人に関する問題	43
⑦ HIV感染者・ハンセン病患者等に関する問題	44
⑧ その他の人権問題	46

第4章 分野別施策の推進

本市では、市民の人権感覚を豊かにし、差別のない久留米市を建設するため、あらゆる人権問題の解決に向けた取組みを推進してきました。

しかしながら、これまでの取組みにもかかわらず、今もなお同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、HIV感染者等に対する人権侵害は後を絶っていません。

したがって、様々な人権課題に対する取組みを推進し、各課題に関する知識や理解を深め、さらには各課題の解決に向けた実践的な態度を培っていかねばなりません。

1 同和問題 【現状と課題】

(1) 現 状

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題であります。

そこで本市では、「同和問題の解決は、国（行政）の責務であり、国民的課題である」という認識の下に、1969年（昭和44年）の「同和对策事業特別措置法」施行以来、同和問題の解決を市政の重要な課題として位置づけ、国や県と一体となって総合的な同和对策事業の推進に努めてきました。また、同和問題に対する正しい理解を促進するために、関係機関や各種団体との連携を図り、同和地区住民の生活・文化の向上や自立意識の高揚、社会参加の機会の保障と促進を図るための事業、住宅の建設や道路の整備などの生活環境をはじめとする物的な基盤整備事業等を実施するとともに、同和問題を基本とした人権教育・啓発活動等に積極的に取り組んできました。

具体的には、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めるために、1974年（昭和49年）に「人権尊重週間実行委員会」を組織し、その後、年間を通して活動を行う「久留米市人権啓発推進協議会」へ発展解消し、併せて推進体制の再構築及び事業内容を充実させるとともに、30余の構成団体とともに、市民の人権意識の向上に向けた啓発活動を推進しています。

主な施策としては、同和問題啓発強調月間（7月）における「同和問題講演会」、人権・同和教育夏期講座（8月）、なるほど人権セミナー（8月～11月）、人権のまちづくりコーディネーター講座（全5回）、世界人権宣言を受けて設定された人権週間（12月4日～10日）における「市民のつどい」の開催等のほか、街頭啓発の実施、広報紙による啓発、人権に関する標語・作文・

ポスターの募集・展示、啓発冊子の作成、懸垂幕・立看板の設置等々があり、多種多様な手法や媒体を活用し、社会的関心や市民の人権意識の高揚に努めています。

また、2001年（平成13年）5月には、市民相互が人権を尊重しあう意識を高めていくための学習・啓発のための拠点施設としていくことを目的として「人権啓発センター」を開設しました。本センターは、様々な啓発活動のほか視察研修や人権学習など、市内外を問わず、多くの人たちに活用されています。また、自主的な学習会などに専門の講師を派遣する事業等も行っています。

このような行政が主体となった啓発活動に加え、1994年（平成6年）には、地域におけるリーダーとして位置づけた「人権啓発推進員」制度を設けるとともに、1996年（平成8年）からは、草の根の人権啓発活動の実施主体として、小学校区を単位とした「校区人権啓発推進協議会」を設立し、地域の実情に応じた啓発活動に取り組んでいます。さらに、地域と学校と家庭が一体となって人権のまちづくりを進める「中学校区人権のまちづくり推進協議会」の設立に向けた取組みも推進しています。

こうした中、2000年（平成12年）12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律では、『人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ…（中略）…人権の擁護に資することを目的とする』としており、社会的身分、即ち同和地区出身を理由とする差別はなくしていかなければならないとしています。

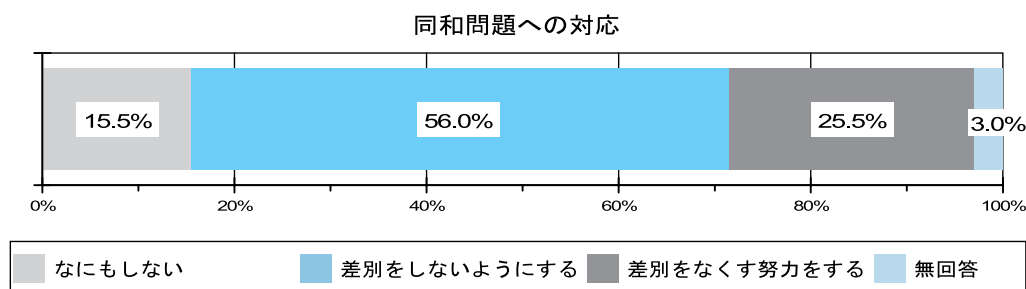
(2) 課 題

未だに存在する就職差別や結婚差別、インターネットを利用した悪質な人権侵害等をどのようにしてなくしていくか、創意工夫が必要であり、市民の心に訴える啓発を展開していかなければなりません。

本市が2006年（平成18年）に実施した「人権・同和問題市民意識調査」の結果を見ると、『同和問題を解決するために、どんなことをしますか』という質問に対して、『なにもしない』と回答した人が7人に1人、『差別をしないようにする』と回答した人が半数、『差別をなくす努力をする』と回答した人は4人に1人でした（図5）。（7年前の調査では10人に1人でした。）

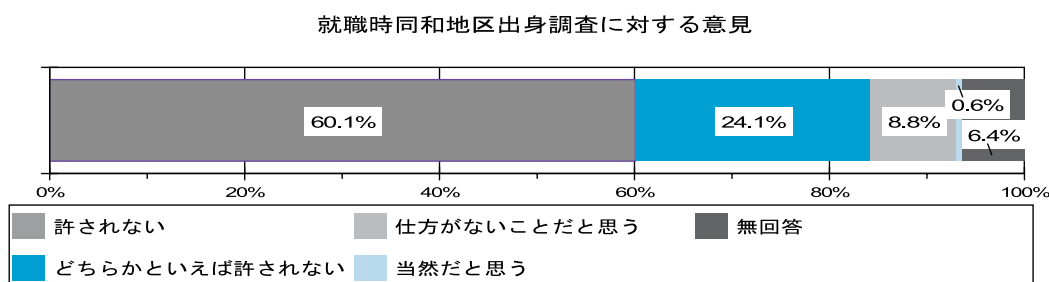
また、『現在も部落差別がある』という認識が強まるほど同和問題解決態度が積極的になり、部落差別を見抜く目もとぎすまされるという結果が報告されています。そこで、部落差別の現実を市民に訴えていく取組みも必要です。

(図5)

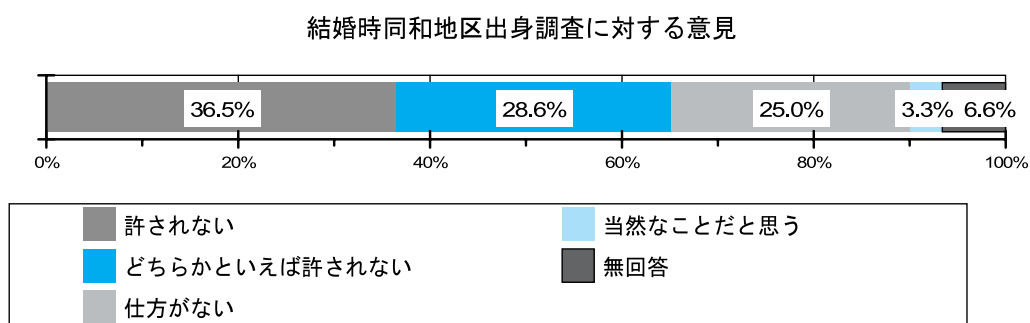


さらに、『就職採用試験のときに、会社が同和地区出身の人かどうかを調べているとすれば、どう思いますか』及び『結婚のときに、結婚相手やその家族が同和地区出身かどうかを調べることをどう思いますか』という質問に対し、結果として就職時より結婚時の方が『やむを得ない』という意見が強まっており、他人の問題と考える余地の大きな差別には厳しくかつ正しく対応する傾向があります。一方、自分の問題として直面する現実であろうと想定できる差別には甘く、かつ不正を認める対応をしている意識のあり方が市民の認識の大まかな傾向として指摘されています(図6,図7)。

(図6)



(図7)



そこで、就職及び結婚に際して、差別につながるおそれの強い身元調査が行われないうよう同和問題や様々な人権問題に関する教育・啓発を推進していかなければなりません。

また、地域における人権啓発の推進を担う「校区人権啓発推進協議会」や「中学校区人権のまちづくり推進協議会」は、着実に地域に根づきつつあり、引き続き、行政の支援・連携を進めていかなければなりません。

なお、同和問題を口実として何らかの利益を得るために不当な要求を行う「*えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、問題解決の大きな阻害要因となっています。県や関係機関・団体等と連携しながら、対応策の周知を図るとともに被害の未然防止に努めなければなりません。

今後とも、1996年（平成8年）の「*地域改善対策協議会意見具申」にも述べられているように、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではなく、これまでの同和教育と啓発活動の中で培われてきた成果や手法に対する評価を踏まえつつ、同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえながら、地区住民の自立と社会参画を促進するための条件整備をはじめ、差別意識の解消と人権が尊重された社会の実現に向け、市民とともに取組んでいく必要があります。

そのため、市職員や教職員をはじめ市民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題として受け止め、同和問題に対して科学的認識（歴史・現実・実態・法規認識）を深め、正しい認識のもとに、豊かな人権感覚を養い、同和問題の早期解決を図るよう努めなければなりません。

【施策の方向】

- ア 「久留米市人権啓発推進協議会」における教育・啓発事業の推進と、その充実・強化を図る。
- イ 「校区人権啓発推進協議会」及び「中学校区人権のまちづくり推進協議会」等に対する支援と連携等により、人権のまちづくりを推進する。
- ウ 「人権・同和問題市民意識調査」（2006年・平成18年）の結果を踏まえ、市民の人権意識の向上を図る。
- エ 市民への学習機会の提供と学習内容の充実など、これまでの啓発事業に創意工夫と見直しを図り、あらゆる機会、あらゆる場における啓発活動を推進する。
- オ 人権教育・啓発推進のリーダー養成を図る。
- カ 人権啓発センターの5つの機能（情報収集・提供、展示、学習・研修・相談、広報、ネットワーク機能）の充実・強化を図る。
- キ 地域に開かれた隣保館・教育集会所をめざし、生活自立支援や啓発活動等、その機能の充実・強化を図る。
- ク 関係団体と連携し、地域における人権に関する教材の発掘と教材化の促進、及び学習のカリキュラム化を図る。
- ケ えせ同和行為の排除に向けた取り組みを行う。

2 女性に関する問題 【現状と課題】

(1) 現 状

1946年(昭和21年)に公布された日本国憲法において、個人の尊重、法の下での平等が謳われ、男女平等の実現が図られてきました。しかしながら、現実の社会では従来の男女の地位の不平等観や*固定的性別役割分担意識等が根強く残っており、女性に対する差別や不利益・偏見が解消されていません。また、それらが複雑にからみあって、夫やパートナーからの暴力(*ドメスティック・バイオレンス:以下DVという)、セクシュアル・ハラスメントなど女性への人権侵害も後を絶たない状況です。

女性の地位向上への取組みは、国際連合を中心として「国際婦人年」「*国連婦人の10年」「*女子差別撤廃条約の採択」「女性に対する暴力撤廃宣言採択」及び数次にわたる世界女性会議の開催など、国際的規模で行なわれてきました。

わが国ではこれらの国際的な男女平等の実現へ向けた取組みと連動して多様な取組みが行われ、特に1999年(平成11年)6月には「*男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年(平成12年)12月には「*男女共同参画基本計画」の策定、女性に対する暴力の関係では「*ストーカー行為等の規制等に関する法律」制定(2000年・平成12年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定(2001年・平成13年)、2004年(平成16年)・2007年(平成19年)改定等、法的な整備がなされています。

また福岡県においても2001年(平成13年)10月に「福岡県男女共同参画推進条例」の制定、2002年(平成14年)12月には「福岡県男女共同参画計画」を、2006年(平成18年)3月には「第2次福岡県男女共同参画計画」を策定し、施策を推進しています。

久留米市においては1988年(昭和63年)に第一次行動計画である「女性問題解決のための久留米市行動計画—女性の自立と男女共同社会をめざして」(1988~2000年)を策定するとともに、市民との協働により「*久留米女性憲章」・「*久留米女性週間」を制定しました。さらに2001年(平成13年)には第2次となる「久留米市男女共同参画行動計画基本計画—男女の自立と男女共同参画社会の実現をめざして」(2001~2010年)がスタートし、同年5月には市の男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センターを開館し、啓発、研修、相談など多様な事業を展開しています。また2002年(平成14年)9月には市の男女平等推進の基本理念を定めた「*久留米市男女平等を進める条例」を公布(2003年・平成15年4月施行)しました。さらに、2006年(平成18年)4月には、久留米市男女共同参画行動計画の見直しと第2

次実施計画の策定を行い、男女共同参画の推進に総合的、体系的に取り組んでいます。

重点的には、個々の人権を尊重し市民一人ひとりが男女平等観を身につけ、行動していくため、固定的性別役割分担意識の見直しや男女共同参画意識等についての啓発施策の推進に取り組んでいます。

特に男女平等推進センターでは自立・情報・交流の3つの機能を核に、「研修」「自立支援」「相談」「情報」「調査研究」「広報啓発」「交流」の7つを柱とした事業展開を行っています。中でも久留米女性週間記念事業「くるめフォーラム」の開催などによる男女平等意識の醸成を図るとともに、市民レベルの男女共同参画推進団体・グループ等との連携により男女共同参画の促進に取り組んでいます。

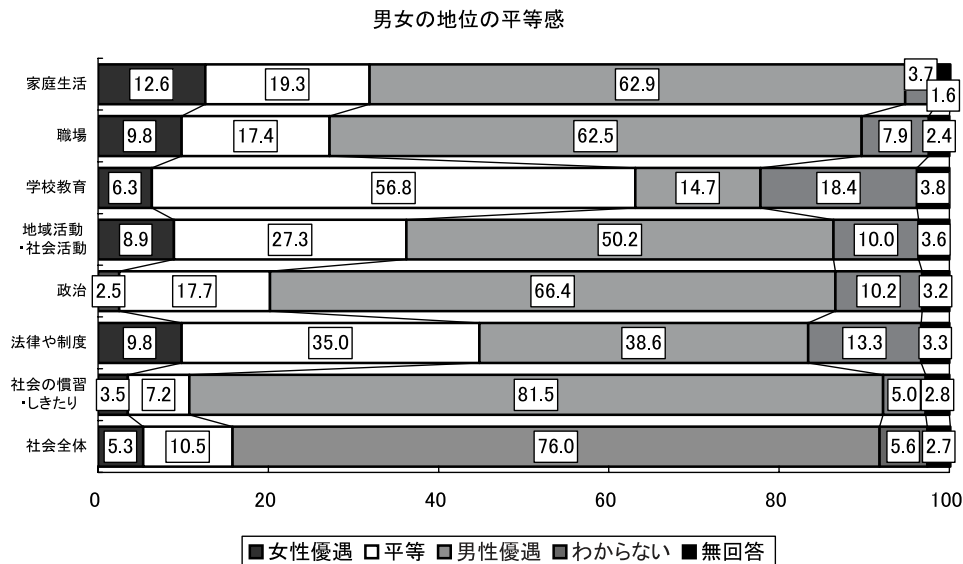
また、DVをはじめとする女性に対する暴力は、これまで個人・家庭の問題と見過ごされてきましたが、これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会づくりを阻害する大きな問題となっています。そのため、暴力を予防し容認しない社会の実現を目指した啓発活動とともに、被害者からの相談をはじめ緊急一時保護や自立支援等の取り組みを行っていく必要があります。2004年（平成16年）からは母子自立支援員の配置に伴い女性の保護等の相談を受ける婦人相談員と母と子どもの自立のための相談を受ける母子自立支援員が連携して女性の安全と自立に向けた支援を行っています。

男女共同参画はあらゆる分野で推進されなければなりません。そのため、政策方針決定の場への女性の登用促進を図るとともに、男女が仕事と家庭を両立できる、働きやすい環境づくり、さらにそれを支える地域づくりなど、男女共同参画の促進に取り組んでいます。

(2) 課題

2005年（平成17年）に実施した「第5回男女平等に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という）で、各分野における男女の地位の平等感についてたずねたところ、学校教育の分野では「平等」が過半数（56.8%）を占めますが、その他の分野では「男性優遇」の回答が多くなっています。特に「男性優遇」は「社会慣習、しきたり」（81.5%）の分野が第1位で、政治の分野（66.4%）、家庭生活の分野（62.9%）と続きます。社会全体でみても「男性優遇」が76%と高く、反対に「平等」との回答は10.1%に過ぎず、男女間の不平等が現実にあることがうかがえます（図8）。

(図8)



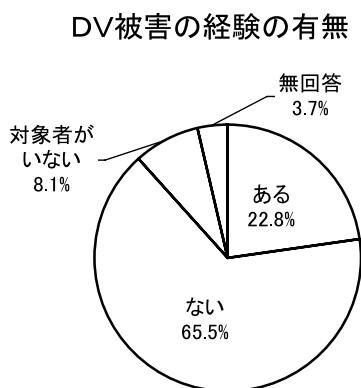
*端数処理のため合計が100にならない項目があります

性によって役割を固定的に考える「固定的性別役割分担意識」は、性別にかかわらず男女がその個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現の障害の一つとなっていることから、この考えを見直していくことが必要です。そのためには、拠点施設である男女平等推進センターを中心に、地域等との連携による独自の取り組みを行っていくとともに、「男女平等を進める条例」、「男女平等推進委員制度」、「男女共同参画行動計画」、「男女平等推進センター」等、久留米市における男女平等推進に関するキーワード(用語)が市民にとって身近なものとなり認知されるよう、市民への広報、啓発、情報発信等の工夫が求められています。

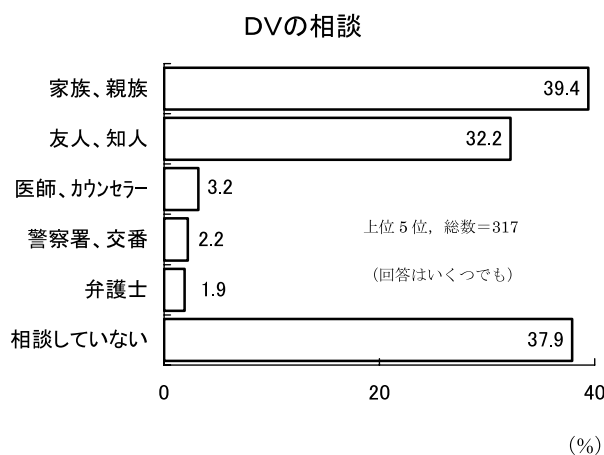
女性に対する暴力は多くの人にかかわる社会問題であるとともに、性差別意識、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下(力)関係など構造的問題でありながら、加害意識が薄かったり、周囲の理解が低いいため被害が潜在化し、救済が遅れがちな現状があります。「意識調査」でDVを受けた経験の有無をたずねたところ、女性の4人に1人が「受けた経験がある」と回答しています(図9)。しかし被害者が相談する相手は家族、親族、友人等に限定されており、専門家や警察・行政の相談窓口を利用したという人は少なく、相談しなかった人も約4割にのぼります(図10)。今後、被害者が利用しやすい相談窓口の充実、さらには暴力を容認しない社会づくりのため、あらゆる機会を利用して、性差別・暴力撤廃を目指した啓発を進めるとともに、行政のみにとどまらず、民間の組織との連携による相談・支援のネットワークを広げていく必要があります。

政策方針決定の場への女性の参画については市審議会等へ女性委員の登用の数値目標（平成22年度40%）を設定して取組みを行い、2007年（平成19年）4月1日現在32%に達しています。しかしながら、地域活動における役員等への女性の参画については未だに低い状況にあります。「意識調査」によれば、就業環境に関する女性の意見は、「女性の昇進・昇格が望めない」「定年の年齢に男女差がある」「結婚・出産退職制がある」などとなっています。また農業・商工業・自営業で働く女性の就労状況を男女平等の視点でみると、男女差が大きかったものが「作業計画・経営計画など最終的に決める権限がある」（女性24.8%男性59.6%）、「自分名義の不動産（土地・家屋など）を持っている」（女性19.6%男性60.5%）などです。職業と家庭の調和のとれた生活のための条件整備として「男女ともに育児・介護休暇がとりやすい職場整備」「育児介護施設・サービスの充実」「労働時間短縮」等への支持が高く、これらへの対応も今後の課題となっています。

（図9）



（図10）



【施策の方向】

- ア 女性に対する差別、偏見、固定的性別役割分担意識などをなくし女性の人権が確保されるよう、あらゆる分野での意識啓発を図る。
- イ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの性暴力をなくす啓発と被害者に対する相談、自立支援等に取り組む、女性の人権の尊重を図る。
- ウ 政策方針決定の場への女性の参画促進、女性差別・不平等な取扱等の相談の充実に対応する男女平等推進委員の周知・活用促進、仕事と家庭・地域活動が両立できるような啓発、条件整備等に取り組む男女共同参画の社会環境づくりを図る。